

無料メッセージボックス利用要項

メッセージボックスは印刷物を展示し、来館者がこれを受領し、広報することを目的としたものです。利用に関する規定は以下の通りとします。

- (1) 無料メッセージボックスは国際協力・国際交流活動に携わる民間の非営利団体または個人が主催する事業や活動案内等のメッセージで、協会の承認を受けたものについてご利用いただけます。
- (2) 利用期間は、最長3週間、料金は無料です。
- (3) 利用を希望される方は、所定の申請用紙でお申し込みください。
- (4) 期間終了後のボックスの継続使用はできません。3週間以上の継続使用をご希望の際は、有料ボックスをご利用ください。(ただし印刷物の内容が変わる場合は新たに申し込んで頂けます)
- (5) 設置する印刷物は、内容の異なるものについては1団体につき2種類までとします。ただし事務管理の都合上、印刷物の団体名は必ず統一してください。配布物はA4判まででお願いします。(A4判、B4判2つ折りも可)
- (6) 特に指定がない場合、期間終了後の印刷物は処分させていただきますのでご了承ください。

(公財)京都市国際交流協会

事業課 情報サービス係

(2012. 4. 1)